

《確定申告のお知らせ》

申告書は早めに手続きしましょう

所得税及び復興特別所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得の金額とそれに対する所得税及び復興特別所得税の額を計算し、3月15日の申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金との過不足を精算する手続きです。また、申告して納税するばかりでなく、納めすぎた税金を戻してもらう手続きでもありません。

なお、平成25年から平成49年までの各年分については、復興特別所得税（所得税の2.1%）を所得税とあわせて申告・納付することとされています。

1年間の所得金額と税額を正しく計算し、期限までに申告と納税を行ってください。申告が必要かどうかは、国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】

でご確認いただくか、富良野税務署や村へお問い合わせください。

個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告は、前々年に課税売上高が1,000万円を超える方で、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた課税売上や課税仕入れの金額を計算し、納税額及び還付額を計算します。

申告書を提出すべき所得があったのに申告をしなかったり、誤った申告をすると、加算税が課される場合があるほか、延滞税をあわせて納付しなければなりませんのでご注意ください。

申告書の作成

税務署から申告書が送付された場合は、整理番号等が記載されているため、必ず送付された申告書を使用してください。また、前年の申告が電子申告及び税務署などの会場でパソコンを利用して提出した方は、確定申告に必要な整理番号等を記載した「お知らせハガキ」が届きますので、その番号を申告書に記載してください。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」は、画面の案内に従って金額等を入力するだけで、ご自宅で「所得税等の確定申告書」が作成できますのでご利用ください。詳しくは国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】をご覧ください。

申告書への記載漏れにご注意ください

1 マイナンバー

申告書には、申告をする方や扶養親族の方などのマイナンバーの記載（12桁）が必要になります。

なお、マイナンバーを記載した申告書を提出する際には、申告者ご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。（控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者などの本人確認書類は不要です）

【本人確認書類の例】

例1 マイナンバーカード

例2 通知カード+運転免許証、又は通知カード+公的医療保険の被保険者証など

2 復興特別所得税

申告書の「復興特別所得税」欄の記載漏れがないようご注意ください。

なお、還付申告の方も含め、申告される全ての方について「復興特別所得税額」欄の記載が必要になります。

申告と納付の期限

●所得税及び復興特別所得税の確定申告

3月15日（水）まで

●個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告

3月31日（金）まで

申告納付ですので、期限までの納付をお願いします。納付には振替納税が便利で、手続きにより納付期限が1カ月ほど先延ばしされます。

提出期限が間近になりますと、申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくことが予想されます。申告書はご自分で作成して、できるだけ早めに提出してください。

富良野税務署での 申告会場開設期間及び相談時間

- 2月16日（木）から3月15日（水）まで（土日・祝日は除く）
- 午前9時から午後5時まで（受付は午後4時まで）

■お問い合わせ

富良野税務署（富良野市桂木町3番2号）
電話 22 - 2144

平成29年度 村・道民税の申告納税相談のお知らせ

1月1日現在、占冠村に住所のある方で、平成28年中に収入のあった方は、「村・道民税」の申告をしていただく必要があります。

申告しなかった場合、国民健康保険税の軽減措置が受けられなかったり、医療費負担割合の算出に支障をきたす場合があります。

申告手続等について下記のとおりお知らせします。

期限は3月15日（水）までです

期限内申告についてご理解とご協力をお願いします。

■申告しなければならない方

- ・事業を営んでいる方や地代、家賃、配当などの所得を有する方
- ・土地や建物、その他の資産を売った方
- ・給与以外の収入があった方
- ・平成28年中に退職された方（再就職し、その勤務先で年末調整を終えていれば申告不要です）
- ・平成28年中の所得が公的年金のみで、社会保険料控除等の所得控除を受ける方
- ・国民健康保険加入者（収入がなくても申告が必要です）
- ・のちに所得や課税等に関する税務証明が必要となる方 など

■申告の際に必要なもの

- ・収入を証明する資料（各種源泉徴収票や支払調書など）
- ・控除を証明する資料（生命保険・地震保険支払証明書、健康保険や介護保険の領収書、国民年金控除証明書、医療費の領収書など）
- ・印鑑（シャチハタ不可）
- ・所得税の確定申告をされる方で、事前に税務署から申告書用紙が送付されてきた場合はその用紙や「お知らせハガキ」
- ・所得税が還付される場合は、申告者本人の名義である預貯金等口座番号がわかるもの

■申告する必要のない方

- ・平成28年中の所得が給与のみで、勤務先での年末調整を終えている方
- ・税務署に所得税の確定申告書を提出した方など

申告はe-Taxが 便利です！

多くの方に電子申告（e-Tax）を利用していただけるよう、村では、申告用のパソコンとICカードリーダライタを用意しています。電子申告の操作については、職員がお手伝いしますので、ぜひご利用ください。

電子申告をするには電子証明書が必要です。電子証明書は、「住民基本台帳カード」と一体となっている有効期限内のもの、又は「マイナンバーカード（個人番号カード）」を使用します。

■次の日程で申告相談会場を設けます（所得税の確定申告も同時に受け付けます）

月 日	時 間	会 場
2月21日（火）	10：00～16：00	双珠別住民センター 集会室
2月22日（水）	10：00～16：00	占冠地域交流館 集会室
2月27日（月）	10：00～16：00	トマムコミュニティセンター 研修室（2階）
2月28日（火）	10：00～16：00	トマムコミュニティセンター 研修室（2階）

※この期間以外は、総務課税務担当で随時申告相談を受け付けています。

■お問い合わせ 総務課税務担当 電話 56 - 2125